

障 発 0330 第 16 号
平成24年 3 月30日
【一部改正】障 発 0329 第 20 号
平成25年 3 月29日
【一部改正】障 発 0930 第 2 号
平成25年 9 月30日
【一部改正】障 発 1226 第 4 号
平成26年12月26日
【一部改正】障 発 0331 第 26 号
平成27年 3 月31日
【一部改正】障 発 0330 第 12 号
平成28年 3 月30日
【一部改正】障 発 0331 第 17 号
平成29年 3 月31日
【一部改正】障 発 0330 第 5 号
平成30年 3 月30日
【一部改正】障 発 0327 第 31 号
平成31年 3 月27日
【一部改正】障 発 0330 第 3 号
令和 3 年 3 月30日
【一部改正】障 発 0331 第 5 号
令和 4 年 3 月31日
【一部改正】障 発 0802 第 8 号
令和 4 年 8 月 2 日
【一部改正】こ 支 障 第 9 4 号
令和 6 年 3 月29日
【一部改正】こ 支 障 第 167 号
令和 6 年 7 月 2 日
【一部改正】こ 支 障 第 263 号
令和 7 年 6 月13日
【最終改正】こ 支 障 第 88 号
令和 8 年 3 月31日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 } 殿

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の
制定に伴う実施上の留意事項について

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 届出手続の運用

1 届出の受理

（１） 届出書類の受取

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「指定障害児入所施設等」という。）又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

（２） 要件審査

届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とすること（相手方の補正に要する時間は除く。）。

（３） 届出の受理

要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。

(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、令和8年6月以降に指定を受ける事業所においては、基本報酬の算定区分の基準の見直しが行われるため、当該見直しの対象外となる事業者を除き、事業者から改めて令和8年6月からの基本報酬の算定区分の届出を受けること。その際、要件審査に要する期間は、第一の1の(2)の規定にかかわらず、令和8年6月分の算定に間に合うように行うこと。

2 届出事項の公開

届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。

3 届出事項に係る事後調査の実施

届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。

4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

- (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算等については、当該加算等全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害児通所支援事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。

- (2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求とな

り、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 通所給付決定保護者等に対する利用料の過払い分の返還

4又は5により不当利得金を市町村又は都道府県へ返還することとなった指定障害児通所支援事業所等においては、市町村又は都道府県への返還と同時に、返還の対象となった障害児通所給付費等に係る通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の13又は同法第24条の24の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなす。以下「通所給付決定保護者等」という。）が支払った利用料の過払い分を、それぞれの通所給付決定保護者等に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては通所給付決定保護者等から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項

1 通則

別に定める場合を除き、この1において、児童発達支援には、旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センター（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う児童発達支援、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（一部改正府令附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援及び旧医療型児童発達支援（一部改正府令附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援も含まれることに留意すること。

（1）算定上の端数処理等について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、特別地域加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。

（例） 児童発達支援センター（時間区分1、医療的ケア区分3、利用定員が71人以上80人以下で2,873単位）

- 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965
 $2,873\text{単位} \times 965 / 1000 = 2,772.445 \rightarrow 2,772\text{単位}$
- 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70
 $2,772\text{単位} \times 0.70 = 1,940.4 \rightarrow 1,940\text{単位}$

※ $2,873 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 1,940.7115$ として四捨五入するのではない。

なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

（例） 上記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は2級地）

- $1,940\text{単位} \times 22\text{回} = 42,680\text{単位}$
- $42,680\text{単位} \times 10.99\text{円} / \text{単位} = 469,053.2\text{円} \rightarrow 469,053\text{円}$

（2） 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について

障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。

例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。

また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。

（3） 障害児通所支援のサービス提供時間について

障害児通所給付費の報酬の算定に当たっては、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。障害児通所支援については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上である必要がある点に留意すること。なお、指定通所支援又は基準該当通所支援の提供時間が30分未満のものについては、通所支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために（指定居宅訪問型児童発達支援にあっては支援に慣れるために）サービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

また、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ通所支援計画において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

(3の2) 時間区分ごとの単価の取扱いについて

① 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う児童発達支援、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援並びに共生型障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所において行う児童発達支援を除く。以下この(3の2)において同じ。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定する。

② ここでいう「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ通所支援計画において定めたものとする。

ただし、現にサービスの提供に要した時間が通所支援計画において定めた時間より短い場合は、

(一) 事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間

(二) 障害児やその保護者の事情により支援が短縮されたときは、あらかじめ通所支援計画において定めた時間

により算定するものとする。

③ 通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに通所支援計画の見直しを行うことを求める。

(4) 定員規模別単価の取扱いについて

① 児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援を除く。）、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。

② ①にかかわらず、共生型障害児通所支援事業所については、共生型障害児通所支援の利用定員、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービスの利用定員又は介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

(4の2) 医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて

指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下（4の2）において「指定児童発達支援事業所等」という。）において、医療的ケアスコア（通所報酬告示第1の

1の表（以下「医療的ケアスコア表」という。）の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が3点以上の児童（以下「医療的ケア児」という。）に対して、以下に定める数の看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を配置して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分（以下「医療的ケア区分」という。）に応じた基本報酬を算定できる。

① 配置が必要な看護職員数

医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置を求めるものとする。

- （一） 医療的ケア区分3（医療的ケアスコアが32点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 1人につき看護職員をおおむね1名
- （二） 医療的ケア区分2（医療的ケアスコアが16点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 2人につき看護職員をおおむね1名
- （三） 医療的ケア区分1（医療的ケアスコアが3点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 3人につき看護職員をおおむね1名

② 算定要件となる看護職員の人数の取扱い

（一） 配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数の算出方法

医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数（以下「必要看護職員数」という。）を以下のとおりとする。

- ・ 医療的ケア区分3 1
- ・ 医療的ケア区分2 0.5
- ・ 医療的ケア区分1 0.33

当該月に指定児童発達支援事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の、医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。

（例） 医療的ケア区分2の医療的ケア児1人は8日利用し、医療的ケア区分1の医療的ケア児は2人のうち、1人は10日、もう1人は15日利用した場合

- ・ 医療的ケア区分2 $8 \text{ 人日} \times 0.5 = 4 \text{ 人}$
- ・ 医療的ケア区分1 $(10 + 15) \text{ 人日} \times 0.33 = 8.25$
- ・ 合計 12.25人

（二） 実際に配置した看護職員の1月の延べ人数の算出方法

医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数（以下「配置看護職員数」という。）を合計するものとする。このとき、医療的ケア児に指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下（4の2）において「指定児童発達支援等」という。）を提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数えるものとする。

※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要となる。

※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事した場合に1人として数える（提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする）。

※ 指定通所基準第5条第3項又は第66条第3項の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員は本項の人数に計上できないものとする。

※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯において、実際に医療的ケアを提供したかどうかは問わない。

③ 算定される単位数

②の（二）の方法により算出した、配置看護職員数の1月間の延べ人数（以下「配置看護職員合計数」という。）が、②の（一）の算出方法により算出した、必要看護職員数の1月間の延べ人数（以下「必要看護職員合計数」という。）以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用した全ての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できるものとする。

なお、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員数が必要看護職員数を最も下回っている日について、②の（一）及び（二）の算出方法から除外して算出することを可能とする。このとき、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定するものとする。

ただし、医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。

なお、この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていない日とするので、②の（二）における「配置」の考え方とは異なる点に留意されたい。

（例） 利用定員10人の指定児童発達支援事業所で、医療的ケア区分2の医療的ケア児を支援したとき（時間区分1の場合）に請求する報酬

- ・ 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事した日
1,917単位
- ・ 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯の一部だけ看護職員が従事した日
1,917単位
- ・ 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事しなかった日
901単位

※ 配置看護職員合計数が、必要看護職員合計数未満の場合、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。

（5） 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援（旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この（５）において同じ。）、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）

② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

（一） 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

（二） 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合

- ・ $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$
- ・ $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入可能延べ障害児数）
- ・ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

（三） 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員30人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- ・ 児童発達支援

→ $10人 \times 150\% = 15人$ (利用定員を超える受入可能人数5人)

- ・ 生活介護

→ $20人 \times 150\% = 30人$ (利用定員を超える受入可能人数10人)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

- ・ 児童発達支援→15人

- ・ 生活介護→30人

(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- ・ 児童発達支援

→ $10人 \times 22日 \times 3月 = 660人$

$660人 \times 125\% = 825人$ (利用定員を超える受入可能人数→ $825人 - 660人 = 165人$)

- ・ 生活介護

→ $20人 \times 22日 \times 3月 = 1,320人$

$1,320人 \times 125\% = 1,650人$ (利用定員を超える受入可能人数→ $1,650人 - 1,320人 = 330人$)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

- ・ 児童発達支援→825人

- ・ 生活介護→1,650人

⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 入所定員50人以下の場合

1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

イ 入所定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、入所定員に、当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 入所定員50人の施設の場合

$$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$$

$$4,600人 \times 105\% = 4,830人 \quad (\text{受入可能延べ障害児数})$$

- ・ 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合に減算となる。

⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(一)又は(二)に該当する障害児を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(一) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合

(二) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合

⑦ 都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。

(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。)、放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。)、基準該当通所支援(指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定(第71条の6において準用する場合を含む。))による基準該当通所支援(以下「みなし基準該当通所支援」という。以下同じ。))を除く。)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

② 算定される単位数

(一) 児童指導員及び保育士の欠如について

ア 減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から5月末満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、(二)のみ適用される。

※ (一) 及び (二) の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

- (一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。

(二)、(三) 及び (四) において同じ。) について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

- (二) (一) 以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

- (三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

- (四) 多機能型事業所であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

- ⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

- ⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

- (7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援(旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この(7)において同じ。)、放課後等デイサービス、居宅訪問型

児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）

② 算定される単位数

（一） 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

（二） 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

※ （一）及び（二）の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

（例） 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算（Ⅱ）を算定している場合

$$\begin{aligned} & \cdot (1,071\text{単位} + 700\text{単位}) \times 70 / 100 = 1,239.7 \\ & \rightarrow 1,240\text{単位} \end{aligned}$$

③ 通所支援計画又は入所支援計画（以下「通所支援計画等」という。）未作成減算については、指定通所基準等（指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）をいう。以下同じ。）の規定に基づき、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、指定通所基準等の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。

④ 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。

（一） 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。

（二） 指定通所基準等に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（８） 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この（８）において同じ。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（令和7年4月1日から適用）、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価（保育所等訪問支援にあっては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価を含む。）が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者（保育所等訪問支援にあっては訪問先施設を含む。）による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（８の２） 支援プログラムの内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③ 支援プログラム未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム（５領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは、指定障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

- ⑤ 当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。
- ⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- (9) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について
- ① 対象となる支援
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）
- ② 算定される単位数
- (一) 障害児入所支援については、基本報酬の所定単位数の100分の10に相当する単位数を当該所定単位数から減算する。
- (二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- ③ 当該減算については、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。
- 都道府県知事等は、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- (一) 指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない点に留意すること。
- (二) 指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に行っていない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。
- なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、

虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

（三） 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

（四） 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。

（10） 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）

② 算定される単位数

所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

③ 当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関及び障害児相談支援事業所は、虐待の防止を図らなければならない。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

都道府県知事等は、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（一） 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個

個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

(二) 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。

(三) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。

(11) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援

② 算定される単位数

(一) 障害児入所支援については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援については、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

③ 当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

(12) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

(一) 障害児入所支援については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

③ 当該減算については、指定通所基準等の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

(13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の

事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するに当たっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。

(例 1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合→所定単位数の100分の50の報酬を算定

(例 2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合→所定単位数の100分の70の報酬を算定

なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。

(14) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(15) 文書の取扱いについて

① 電磁的記録について

指定事業者及びその従業者（以下この（15）において「事業者等」という。）は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

（一） 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または光ディスク等をもって調製する方法によること。

(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(三) その他、指定通所基準第83条、指定入所基準第58条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。）第31条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、（一）及び（二）に準じた方法によること。

(四) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意等（以下「交付等」という。）について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。

ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定通所基準第12条、指定入所基準第6条及び障害児相談支援基準第5条（以下「内容及び手続の説明及び同意に係る条項」という。）第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。

(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち（i）又は（ii）に掲げるもの

（i） 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

（ii） 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続の説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(イ) 光ディスク等により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続の説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの
- ファイルへの記録の方式

オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続の説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- (二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- (三) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (四) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

③ その他

- (一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、「押印についてのQ&A」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。
- (二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないように配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。

2 障害児通所給付費等

(1) 児童発達支援給付費

① 児童発達支援給付費の区分について

児童発達支援給付費の区分については、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

なお、時間区分及び障害児の医療的ケア区分の取扱いについては1の(3の2)及び(4の2)を参照すること。

(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合

ア 児童発達支援センターであること。

- イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。
- (二) 通所報酬告示第1の1のロ(1)(一)、(2)(一)、又は(3)(一)を算定する場合
- ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受けた重症心身障害児以外の障害児について算定すること。
- イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。
- (i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。
- (ii) 障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が70%以上であること。
- (iii) 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。
- (三) 通所報酬告示第1の1のロ(1)(二)、(2)(二)、又は(3)(二)を算定する場合
- ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受けた重症心身障害児以外の障害児について算定すること。
- イ 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。
- (四) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合
- ア 障害児が重症心身障害児であること。
- イ 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。
- (五) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合
- 指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。
- (五の二) 通所報酬告示第1の1のホ(1)を算定する場合
- 指定通所基準第54条の6から第54条の9までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。
- (五の三) 通所報酬告示第1の1のホ(2)を算定する場合
- 指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。
- (六) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について
- 運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。
- ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。
- ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- (七) 通所報酬告示第1の1のロに規定する報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について

第1の1のロに規定する主として未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合の報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。

イ 小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。

なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。

エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、

(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。

(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。

(iii) これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。

(八) 令和8年6月1日以降に指定を受けた児童発達支援事業所（基準該当児童発達支援事業所を除く。）における児童発達支援給付費の取扱い

ア 算定される単位数

令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始した場合は、所定単位数に代えて、1000分の988に相当する単位数を算定することとなる。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の1000分の988となるものではないことに留意すること。また、次に該当する事業所においては、適用しない。

(i) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所である場合

(ii) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成27年厚生労働省告示第182号）に主たる事業所の所在地がある場合

(iii) 都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかである場合。具体的には以下のいずれかである場合。

- ・ 都道府県が実施する公募により、サービスが不足する地域に設置された事業所である場合
- ・ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置された事業所である場合。ただし、ここでいう補助等の経済的支援とは、新規指定事業所として開設する際に、自治体から受ける経済的支援に限るものとし、運営への補助（指定管理料を含む。）、サービスの質や人材確保のための補助等については、含まれない。

イ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、医療的ケア区分1から3までに該当する児童発達支援給付費を1日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。

ウ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、通所報酬告示第1の8の2の強度行動障害児支援加算、第1の8の4のイの人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）、第1の8の4のロの人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）又は第1の8の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を当該月に1日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。

エ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、当該事業所の指定が、実施主体である法人の合併・分割・事業譲渡等に伴うものであり、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県知事に認められるときは、令和8年5月31日以前までの事業所と同様に取り扱い、所定単位数を算定するものとする。

② 中核機能強化加算の取扱い

通所報酬告示第1の注7の中核機能強化加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 中核機能強化加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までの算定に当たっては、基本要件として、以下のアからケまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。

ア 市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。

具体的には、所在する市町村と事前協議を行ったうえで、当該加算の要件を満たすもの及び中核的機関として位置付けられているものと市町村が認めていること。

イ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。

具体的には、市町村と定期的に情報共有の機会を設けることや地域の協議会（こどもの専門部会を含む）へ参画する等の取組を行っていること。

地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合には、市町村及びこれらの事業所間で日常的な相互連携を図ること。

ウ 未就学から学齢期まで、幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。

具体的には、指定放課後等デイサービスの指定を有しこれを実施することや、保育所等訪問支援等により学齢期の児童への支援を行う等の取組を行っていること。

エ 地域の障害児通所事業所との連携体制を確保していること。

具体的には、地域の障害児通所支援事業所と定期的に情報共有の機会を設けることや、児童発達支援センターの有する知識・経験に基づき地域の障害児通所支援事業所に対して研修会の開催や助言・援助を行う等の取組を行っていること。

オ インクルージョンの推進体制を確保していること。

具体的には、指定保育所等訪問支援の指定を有しこれを実施することや、地域の保育所等に対して助言援助等の支援を行う等、障害児の併行通園や保育所等への移行等を推進する取組を行っていること。

カ 発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。

具体的には、指定障害児相談支援を有しこれを実施すること、市町村から委託相談支援事業を受託すること、市町村が行う発達支援の入口の相談と日常的な連携を図ること等、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供する取組を行っていること。

キ 地域の障害児に対する支援体制の状況及びイからカまでの取組の実施状況を年に1回以上公表していること。

インターネット等を活用し、広く公表すること。なお、地域の障害児に対する支援体制の状況については、市町村及び地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合にあっては他の加算取得事業所との連携により、共同で作成・公表すること。

ク 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けていること。

具体的には、運営基準に定められる自己評価を実施するに当たり、自治体職員、利用児童や家族の代表、当事者団体、地域の障害児通所支援事業所等の第三者の同席を求め、客観的な意見を踏まえて自己評価を行っていること。

第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合は本要件を満たすものとする。

ケ 児童発達支援センターの従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、年に1回以上研修を実施していること。この場合において、専門機関や専門家等による研修の実施や、外部研修への参加を進めるなど、従業者の専門性の向上に努めること。なお、運営基準に定められている身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修等のみの実施の場合は本要件を満たさないものとする。

(二) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のイの中核機能強化加算（Ⅰ）の算定に当たっては、（一）の基本要件及び以下のアからウまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。

ア 主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進及び地域支援を行う中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要な員数（児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、主として（一）のイ、エ及びオの体制確保について取り組む専門人材を常勤専任で1以上配置し、これらの取組を行っていること。

中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、資格取得後（児童指導員又は心理担当職員にあつては当該職務に配置された以後）、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上のものとすること。

イ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。また、アの専門人材を含む）に加え、主として（一）のウ及びカの体制確保について取り組む専門人材を常勤専任で1以上配置し、当該取組を行っていること。

中核機能強化職員として配置する専門人材の要件は、アと同様であること。

ウ 多職種連携が可能な体制の下で、幅広い発達段階や多様な障害特性及び家族支援に対応するための専門的な支援の提供を行うこと。

具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置し、これらの者が連携して障害児通所支援が行われていること。

保育士及び児童指導員は、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者であること。当該経験は、資格取得又は当該職務として配置された以後の経験に限らないものとする。

これらの配置に当たっては、指定通所基準により配置すべき従業者、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算により加配された者、ア又はイの中核機能強化職員の配置によりことができる。また、配置は常勤換算による配置を求めるが、配置すべき者に係る職種のうち2職種までは、常勤換算でない配置によることも可能とする。さらに、同一の者が複数の職種を有している場合には、常勤換算による配置である場合に限り、2職種までは配置したものと評価することを可能とする。

例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用や理学療法士及び言語聴覚士を非常勤で自事業所に勤務させる体制を確保する場合は、これらの職種について配置したものと認められる。

（三） 通所給付費等単位数表第1の1の注7のロの中核機能強化加算（Ⅱ）の算定に当たっては、（一）の基本要件並びに（二）のア及びイに掲げるいずれの要件も満たすこと。

（四） 通所給付費等単位数表第1の1の注7のハの中核機能強化加算（Ⅲ）の算定に当たっては、（一）の基本要件及び（二）のア又はイに掲げるいずれの要件も満たすこと。

（五） 中核機能強化職員については、支援を提供する時間

帯は事業所で支援に当たることが基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたるができること。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。

（六） 中核機能強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）により、2以上の中核機能強化職員を配置している場合にあっては、（二）のア及びイに規定する業務の適切な実施の確保に留意した上で、

当該2以上の中核機能強化職員が連携して（二）のア及びイに規定する業務を一体的に実施することとしても差し支えない。

また、中核機能強化加算（Ⅲ）により、（二）のア又はイのいずれかの業務を主として実施する1の中核機能強化職員を配置している場合にあつては、残りのア又はイのいずれかの業務についても、可能な限りあわせて取り組むよう努めること。

③ 中核機能強化事業所加算の取扱い

通所報酬告示第1の注7の2の中核機能強化事業所加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 以下のアからキまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。

ア 市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援事業所として位置付けられていること。

具体的には、所在する市町村と事前協議を行ったうえで、当該加算の要件を満たすものと中核的機関として位置付けられているものと市町村が認めていること。

イ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。

具体的には、市町村と定期的に情報共有の機会を設けることや地域の協議会（こどもの専門部会を含む）へ参画する等の取組を行っていること。

地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合には、市町村及びこれらの事業所間で日常的な相互連携を図ること。

ウ 専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。

市町村が地域資源の状況も踏まえながら、特定の分野に専門的な知識・経験を有する指定児童発達支援事業所を中核的機関として位置付けることができるものとする。

エ 地域の障害児通所事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること。

市町村が地域資源の状況も踏まえながら、地域全体で中核機能を提供できる支援体制を確保するために、地域の中で本加算を算定する事業所に求められる役割に応じて、地域の障害児通所事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等のうち特定の役割を果たす機能を求めることができるものとする。

オ 地域の障害児に対する支援体制の状況及びイからエまでの取組の実施状況を年に1回以上公表していること。

インターネット等を活用し、広く公表すること。なお、地域の障害児に対する支援体制の状況については、市町村及び地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合にあつては他の加算取得事業所との連携により、共同で作成・公表すること。

カ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けていること。

具体的には、運営基準に定められる自己評価を実施するに当たり、自治体職員、利用児童や家族の代表、当事者団体、地域の障害児通所支援事業所等の第三者の同席を求め、客観的な意見を踏まえて自己評価を行っていること。

第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合は本要件を満たすものとする。

キ 主としてイからエまでの体制の確保等を行う中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、専門人材を常勤専任で1以上配置し、これらの取組を行っていること。

中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、資格取得後（児童指導員又は心理担当職員にあつては当該職務に配置された以後）、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上のものとする。

（二） 中核機能強化職員については、支援を提供する時間 帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることができること。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。

④ 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 児童指導員等を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの（1）から（4）まで、ロの（1）から（4）まで又はハの（1）から（4）までにより、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数（5年以上、5年未満）、配置形態（常勤専従、それ以外）、利用定員の区分に応じ算定すること。

児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（公認心理師、その他大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る）、視覚障害児支援担当職員（国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう。

児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。

配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を、

- ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)及び(2)、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)及び(2)においては常勤専従により
- ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの(3)及び(4)、ロの(3)及び(4)並びにハの(3)及び(4)においては常勤換算により

配置していること。

- (二) その他の従業者を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(5)、ロの(5)、ハの(5)までにより、利用定員の区分に応じ算定すること。

配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を常勤換算により配置していること。

- (三) 多機能型事業所の場合における常勤の取扱い

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

- (四) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

通所報酬告示第1の1の注8のイの(3)から(5)まで、ロの(3)から(5)まで並びにハの(3)から(5)までを算定するに当たっては、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による配置)する必要がある。このとき、児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。

児童指導員等とその他の従業者、また、経験年数5年以上の者と5年未満の者のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。

- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定。

- (五) 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とすること。

④の2 専門的支援体制加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援体制加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数(児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な

る従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置(常勤換算による配置)し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

なお、通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、

- ・ 保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点
- ・ 当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点

に留意されたい。

- (二) 多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。
- (三) 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。

④の3 看護職員加配加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。

- (一) 看護職員加配加算(Ⅰ)

以下のア及びイを満たす場合に算定すること。

ア 主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置(常勤換算による配置)し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算すること。

イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。

- (二) 看護職員加配加算(Ⅱ)

以下のア及びイを満たす場合に算定すること。

ア 主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による配置)し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算すること。

イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。

(三) (一) 及び (二) については、いずれか 1 つを算定するものであること。

(四) (一) 及び (二) における障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。

イ 当該指定児童発達支援事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。

なお、この割合の算出に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。

エ 新設、増改築等（現に存する事業所であって直近 1 か年に看護職員加配加算を算定していないものを含む。以下このエにおいて同じ。）の場合の医療的ケアスコアについては、

(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の医療的ケアスコアの数、新設又は増改築等の時点から 3 月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数により判断することとし、新設又は増改築の時点から 3 月以上 1 年未満の間は、新設又は増改築の時点から 3 月間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を 3 月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間ににおける医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を 1 年間の開所日数で除して得た数とする。

(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が 3 月以上あるときは、減少後 3 月における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を 3 月間の開所日数で除して得た数とする。

(iii) これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。

④の 4 共生型サービス体制強化加算の取扱い

通所報酬告示第 1 の 1 の注 11 の共生型サービス体制強化加算については、次のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第 1 の 1 の注 11 のイを算定する場合

児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。

(二) 通所報酬告示第1の1の注11のロを算定する場合

児童発達支援管理責任者を1名以上配置（兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。

(三) 通所報酬告示第1の1の注11のハを算定する場合

保育士又は児童指導員を1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。

(四) 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

(五) (一) から (三) までについては、いずれか1つを算定するものであること。

⑤ 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の2の家族支援加算については、障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この⑤において同じ。）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 家族支援加算（I）（個別の相談援助）

ア 通所報酬告示第1の1の2のイについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

(1) は障害児の家族等の居宅を訪問し、

(2) は指定児童発達支援事業所において対面により、

(3) はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、(1) から (3) 全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、指定児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、(1) から (3) のいずれについても、指定児童発達支援を提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児に指定児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、(1) について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。

ウ 通所報酬告示第1の1の2のイの(3)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況

で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないように、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

- エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。
- オ 指定児童発達支援事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は通所報酬告示第1の1の2のイ（2）を算定すること。

なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）といった当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。

また、本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。

- カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

（二） 家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）

- ア 通所報酬告示第1の1の2のロについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

（1）は指定児童発達支援事業所において対面により、

（2）はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、（1）及び（2）全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、指定児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、（1）及び（2）のいずれについても、指定児童発達支援を提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児に指定児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。

- イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。
- ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ 通所報酬告示第1の1の2の口の(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないように、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算(Ⅰ)のエ及びカを準用する。

(三) 家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。

(四) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定児童発達支援事業所を利用している障害児にあっては、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障害児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回を限度とする。

⑥ 子育てサポート加算の取扱い

通所報酬告示第1の2の2の子育てサポート加算については、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、月4回に限り、算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業者が通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。

(二) 指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えないものとする。

(三) それぞれの障害児及び家族等の状態に応じて、当該障害児及び家族等と、支援を行う従業者とが、協働して取り組んでいくことが重要であることから、支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障害児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障害児及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族等にあって丁寧な支援を行うこと。

(四) 複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とすること。

(五) 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。

(六) 子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できないものとする。

⑦ 食事提供加算の取扱い

通所報酬告示第1の3の食事提供加算については、低所得者・中所得者世帯の障害児に対して、令和9年3月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

(一) 食事提供加算（Ⅰ）の算定については、以下のいずれも満たすこと。

ア 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。

イ 栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。次のウからキまでの取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。

この場合において、栄養士は従業者である他、同一法人内に勤務する栄養士の活用、保健所や栄養ケアステーション等の外部機関の栄養士との連携、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合には、委託先の栄養士による指導・助言の下で行うこととしても差し支えないこと。

ウ 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

エ 提供した食事について、障害児ごとの摂取状況を把握し、記録を行うこと。

オ 定期的に障害児の身体の成長状況（身長・体重等）を把握し、記録を行うこと。

カ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。
例えば、行事食の提供や調理実習等を年間の予定に組み込み、定期的に実施することが考えられる。

キ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

(二) 食事提供加算（Ⅱ）の算定については、以下のいずれも満たすこと。

ア (一) のアからキまでに規定を準用する。この場合において、(一) のイの「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用すること。

イ 年に1回以上、障害児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。

(三) 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算(Ⅱ)の算定ができるものとする。

(四) 1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第1の4の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。

((二) 及び (三) において同じ。)

(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営

する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む。）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

（四） 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて

多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。

⑩ 栄養士配置加算の取扱い

通所報酬告示第1の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算（Ⅰ）の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算（Ⅱ）の算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。

なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。

⑪ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- （一） 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- （二） 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。
- （三） ①の（四）を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80％に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。

⑫ 専門的支援実施加算の取扱い

通所報酬告示第1の8の専門的支援実施加算については、理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

- （一） 理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援

実施計画」という。)を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。

理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意すること。

また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。

(二) 専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

(三) 理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。

(四) その他以下の点に留意すること。

ア 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。

イ 専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

ウ 専門的支援実施加算の1月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。

障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

エ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。

⑫の2 強度行動障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の8の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下「実践研修修了者」という。）を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（以下この⑫の2において「指定児童発達支援等」という。）を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）の1の（4）における「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行

政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考１及び２）を参照することとする。

- （一） 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成すること。
- （二） 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、当該障害児通所支援事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合は、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。
- （三） 支援計画シート等に基づく指定児童発達支援等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合において、以下のア及びイに掲げる取組を行うこと。
 - ア 指定児童発達支援等を行う従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。
 - イ 実践研修修了者は、原則として２回の指定児童発達支援等の利用ごとに１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。
- （四） 実践研修修了者は３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。
- （五） 当該加算の算定を開始した日から起算して９０日以内の期間について、さらに５００単位を加算することができることとしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。
- （六） 当該加算（（五）を含む。）については、通所報酬告示第１の８の３の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。
- （七） 共生型児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。

⑫の３ 集中的支援加算の取扱い

通所報酬告示第１の８の３の集中的支援加算については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑫の３において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。

（一） 本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。

（二） 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。

ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定児童発達支援事業所のアセスメントを行うこと。

イ 広域的支援人材と指定児童発達支援事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑫の3において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。

ウ 指定児童発達支援事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、入所支援計画及び支援計画シート等（⑫の2の強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。

エ 指定児童発達支援事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。

オ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該障害児通所支援事業所と連携すること。

カ 当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること。

（三） 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。

（四） 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。

（五） 指定福祉型障害児入所施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

⑫の4 人工内耳装用児支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の8の4の人工内耳装用児支援加算については、難聴児のうち人工内耳を装用する障害児（以下「人工内耳装用児」という。）に対して、医療機関等との連携の下で、言語聴覚士により指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）

以下のいずれも満たす場合に算定すること。

ア 児童発達支援センターにおいて、指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を1以上配置（常勤換算による配置）していること。

イ 聴力検査室を設置していること。ただし、支援に支障がない場合は、併設する他の設備に兼ねることができる。

ウ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。

エ 人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。

オ こどもが日々通う保育所や学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関（以下この⑫の4において単に「関係機関」という。）の関係者に対して、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。

カ 関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。

キ オ又はカを取組を行った場合には、当該取組の実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。

（二） 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）

以下のいずれも満たす場合に算定すること。

ア 言語聴覚士を1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していること。

イ 関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。相談援助を行った場合には、実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。

ウ （一）のウ及びエを準用する。

⑫の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の8の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算については、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児への支援を促進する観点から、当該障害児との意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する児童（以下「視覚障害児等」という。）であること。

ア 視覚に重度の障害を有する障害児

視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児

イ 聴覚に重度の障害を有する障害児

聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児

ウ 言語機能に重度の障害を有する障害児

言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児

（二） 当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながら当該障害児に対して指定児童発達支援を行うこと。当該配置については、指定通所基準の規定により配置すべき従業者によることも可能である。また、常勤換算ではなく単なる配置によることも可能である。

（三） 「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、具体的には障害の種別に応じて次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

イ 聴覚障害又は言語機能障害

日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者

ウ 障害のある当事者

障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者

⑫の6 個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い

通所報酬告示第1の9のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度の障害児への支援を充実させる観点から、当該障害児に対して指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、対象となる児童を以下のとおりとする。なお、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない。

- （一） 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児）
- （二） 身体に重度の障害がある児童（1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
- （三） 重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
- （四） 精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

⑫の7 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示第1の9のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師と連携して指定児童発達支援を行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。

- （一） 児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。
- （二） 連携先機関等との（一）の共有は、6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。

- (三) (一)のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。
- (四) 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。
- (五) 当該加算を算定するために必要な児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携については、当該加算で評価しているため、関係機関連携加算(Ⅲ)は算定しない。その他の観点により、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。

⑫の8 入浴支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の9の2の入浴支援加算については、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、発達支援とあわせて、入浴支援を行った場合に、月に8回を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

- (一) 対象児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備について衛生的な管理を行っていること。浴室及び浴槽は対象児の状態等に応じて入浴させるに適した構造や面積等を有していること。
- (二) 障害児の障害の特性、身体状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保すること。具体的には(三)の安全計画を踏まえながら以下の取組を行うこと。
 - ① (四)で把握した情報等を踏まえ、個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制、手順などについてあらかじめ書面で整理するとともに、入浴支援を行う従業者に周知すること。
 - ② 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。
 - ③ 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。
- (三) 指定通所基準第40条の2に定める安全計画において、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について定め、従業者に対して周知徹底を図るとともに、当該計画に基づく取組を実施すること。
- (四) 入浴支援の実施に当たっては、対象児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について通所支援計画に位置付けた上で実施すること。情報の把握に当たっては、必要に応じてかかりつけ医や、居宅介護による入浴支援、訪問入浴サービス等、既に利用している入浴関係のサービス等がある場合には、当該サービス等を提供している事業者等の関係者にも聴き取りを行ない、情報収集を行うことが望ましいこと。

なお、入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。

- (五) 入浴支援は、(二)で整理した個々の入浴方法等や通所支援計画に基づき、安全確保のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。
- (六) 対象児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライバシーや羞恥心に配慮した支援を行うこと。
- (七) 浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定しない。また、シャワー浴については、洗身を行う場合は認められるが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できない。

⑬ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

- (一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。
- (二) 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を通所支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。
- (三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。
- (四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）を参照のこと。）
- (五) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにより取り扱うこと。
 - ア 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い
医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
 - イ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い
医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で8人を限度とすること。
 - ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。

(六) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)における看護の提供間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。

(七) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、通所報酬告示第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児(以下この(七)において「医療的ケア基本報酬算定障害児」)又は通所報酬告示第1の1のハを算定している障害児につき、当該加算は算定できないものであること。医療連携体制加算(Ⅶ)については、医療的ケア基本報酬算定障害児につき、当該加算は算定できないものであるが、通所報酬告示第1の1のハを算定している障害児については算定可能となっている点に留意すること。

⑭ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を受け通所報酬告示第1の1のイ又はハを算定している障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

(二) 通所報酬告示第1の11の注1の2については、(一)の場合において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、運転手に加え、職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合において、重症心身障害児については、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき従業者(直接支援業務に従事するものに限る。)を、医療的ケア児については、運転手に加えて看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。この⑭において同じ。)をそれぞれ伴って送迎すること。

また、医療的ケア児について、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるが、この場合においても特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。

なお、

- ・ 重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を伴って送迎する必要があること
- ・ 通所報酬告示第1の11のロを算定しているときは、本加算を算定しないことに留意すること。

- (三) 通所報酬告示第1の11の注1の3については、(一)の場合において、医療的ケアスコア16点以上である中重度医療的ケア児に対して、運転手に加え、看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合にあっては、当該中重度医療的ケア児の医療濃度を踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保するものとする。
- (四) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を受け通所報酬告示第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。この(四)において同じ。）に対して、送迎を行った場合に算定する。
- 重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児の送迎については、重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児に対して、運転手に加え、職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合において、伴う職員については、(二)及び(三)と同様であること。また、重症心身障害児が医療的ケア児である場合の取扱いについては、(二)と同様であること。
- (五) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。
- (六) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第1の11の注1の2の加算がなされる場合には当該加算をした後の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となることに留意すること。

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合

ア 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)については、障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ 延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。

なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。

- ウ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。
なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。
- エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。
- オ 延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。
- カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名以上配置すること。
- キ 運営規定に定める営業時間が6時間以上であること。
- ク 児童発達支援事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。
- (二) 通所報酬告示第1の12のロ（3）又はハを算定する場合
- ア 通所報酬告示第1の12のロ（3）又はハについては、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。
- イ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- ウ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- エ 延長時間帯における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。
- オ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名以上配置すること。

カ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

⑮の2 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブその他の障害児が日常的に通う施設（以下この⑮の2において「保育所等施設」という。）又は障害児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この⑮の2において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、これらの施設又は関係機関と情報共有や連絡調整などを行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。

イ アの会議の開催に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。

ウ アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、通所支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。

エ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容を記録すること。

（二） 関係機関連携加算（Ⅱ）を算定する場合

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

イ アの会議の開催等に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。

ウ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。

エ アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。

（三） 関係機関連携加算（Ⅲ）を算定する場合

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

イ アの会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

ウ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。

エ アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。

オ 個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。

（四） 関係機関連携加算（Ⅳ）を算定する場合

ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。

イ 就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。

ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。

エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。

オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。

（五） その他

ア 関係機関連携加算（Ⅰ）の場合においては、共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、算定できないこと。

イ 関係機関連携加算（Ⅰ）と関係機関連携加算（Ⅱ）は、同一の月においていずれかのみ算定可能とする。

ウ 保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、関係機関連携加算（Ⅲ）と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能とする。

エ 関係機関連携加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

⑮の3 事業所間連携加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の3の事業所間連携加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

（一） 事業所間連携加算の対象となる障害児

市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランが提出されている障害児であって、複数の指定児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障害児であること（以下この⑮の3において「加算対象児」という。）。

- (二) 通所報酬告示第1の12の3のイの事業所間連携加算（Ⅰ）は、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定児童発達支援事業所等であること。

イ コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の指定児童発達支援事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び加算対象児の通所支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図ること。

会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とする。この場合であっても、当該欠席する事業所と事前及び事後に加算対象児及び会議に関する情報共有及び連絡調整を行うよう努めること。

ウ 会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、市町村、加算対象児の保護者に共有すること。

市町村に対しては、あわせて、加算対象児に係る各事業所の通所支援計画を共有すること。また、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の可否について報告すること。

エ 加算対象児の保護者に対して、ウで整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能であること。

オ ウで整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。

- (三) 通所報酬告示第1の12の3のロの事業所間連携加算（Ⅱ）は、コア連携事業所以外の事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定児童発達支援事業所等であること。

イ コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、通所支援計画をコア連携事業所に共有すること。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。

ウ (二)のウでコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。

(四) 本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度(概ね6月に1回以上)で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。

また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。

(五) 加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されない。この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められる。

⑮の4 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の4の保育・教育等移行支援加算については、障害児が指定児童発達支援事業所を退所して保育所その他の施設で受け入れられるようになった場合に、移行支援又は退所後の障害児等への相談援助や保育所等への助言・援助について算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の12の4の注1に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合

ア 退所前6月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等(保育・教育等移行支援)を行うこと。

イ 退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと。

ウ 保育・教育等移行支援については、障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。

(二) 通所報酬告示第1の12の4の注2に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合

ア 退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと。

イ 相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。

(三) 通所報酬告示第1の12の4の注3に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合

ア 退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行うこと。

イ 助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言援助を行うこと。

(四) 退所前の保育・教育等移行支援、退所後の居宅等を訪問しての相談援助及び退所後の移行先施設を訪問しての助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

(五) 本加算は、退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日（訪問日）に算定すること。

(六) (一) から (三) に係る保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合

イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合

エ 死亡退所の場合

⑮の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の5の共生型サービス医療的ケア児支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。

(一) 共生型児童発達支援事業所において、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。この⑮の5において同じ。）を1以上配置し、医療的ケア児に対して、必要な医療的ケアに対応しながら、共生型児童発達支援を行うこと。

(二) 地域に貢献する活動を行っている共生型児童発達支援事業所であること。当該活動の具体的な内容としては、地域住民へ医療的ケア児に対する理解を促進する啓発活動、地域の交流の場の設置（開放スペースや交流会等により、医療的ケア児と地域のこどもの交流を実施する等）、保育所等で医療的ケア児の受入が促進されるための後方支援、地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催、地域のボランティアの受入や地域活動の実施など、地域や多世代との関わりを持つためのものとし、医療的ケア児のインクルージョンの推進に資する活動とすること。

(三) 医療連携体制加算を算定している場合については、算定できない。

⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号、こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照すること。

(2) 削除

(3) 放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

なお、時間区分及び就学児の医療的ケア区分等の取扱いは一の(3の2)及び(4の2)を参照すること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合

- ア (二)に該当しない就学児について算定すること。
- イ 次の(i)又は(ii)に該当すること。
- (i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。
- (ii) 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。
- (二) 通所報酬告示第3の1のロを算定する場合
- ア 就学児が重症心身障害児であること。
- イ 指定通所基準第66条第4項の基準を満たしていること。
- (二の二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合
- 指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。
- (二の三) 通所報酬告示第3の1のニ(1)を算定する場合
- 指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
- (三) 通所報酬告示第3の1のニ(2)を算定する場合
- 指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。
- (四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について
- 通所報酬告示第3の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。
- (五) 令和8年6月1日以降に指定を受けた放課後等デイサービス事業所(基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。)における放課後等デイサービス給付費の取扱い
- ア 算定される単位数
- 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始した場合は、所定単位数に代えて、1000分の982に相当する単位数を算定することとなる。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の1000分の982となるものではないことに留意すること。また、次に該当する事業所においては、適用しない。
- (i) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所である場合
- (ii) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域(平成27年厚生労働省告示第182号)に主たる事業所の所在地がある場合
- (iii) 都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかである場合。具体的には以下のいずれかである場合。
- ・ 都道府県が実施する公募により、サービスが不足する地域に設置された事業所である場合
 - ・ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置された事業所である場合。ただし、ここでの補助等の経済的支援とは、新規指定事業所として開設する際に、自治体から受ける経済的支援に限るものとし、運営への補助(指定管理料を含む。)、サービスの質や人材確保のための補助等については、含まれない。

イ 令和 8 年 6 月 1 日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、医療的ケア区分 1 から 3 までに該当する放課後等デイサービス給付費を 1 日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。

ウ 令和 8 年 6 月 1 日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、通所報酬告示第 3 の 6 の 2 のイの強度行動障害児支援加算(Ⅰ)、第 3 の 6 の 2 のロの強度行動障害児支援加算(Ⅱ)、第 3 の 6 の 4 の人工内耳装用児支援加算又は第 3 の 6 の 5 の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を当該月に 1 日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。

エ 令和 8 年 6 月 1 日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、当該事業所の指定が、実施主体である法人の合併・分割・事業譲渡等に伴うものであり、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県知事に認められるときは、令和 8 年 5 月 31 日以前までの事業所と同様に取り扱い、所定単位数を算定するものとする。

①の 2 中核機能強化事業所加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 6 の 5 の中核機能強化事業所加算については、2 の (1) の③を準用する。

② 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 7 の児童指導員等加配加算については、2 の (1) の④を準用する。

③ 専門的支援体制加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 8 の専門的支援体制加算については、2 の (1) の④の 2 を準用する。

④ 看護職員加配加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 9 の看護職員加配加算については、2 の (1) の④の 3 を準用する。

⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 11 の共生型サービス体制強化加算については、2 の (1) の④の 4 を準用する。

⑥ 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 2 の家族支援加算については、2 の (1) の⑤を準用する。

⑦ 子育てサポート加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 2 の 2 の子育てサポート加算については、2 の (1) の⑥を準用する。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 3 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑧を準用する。

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 4 の福祉専門職員配置加算については、2 の (1) の⑨を準用する。

⑩ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 5 の欠席時対応加算については、2 の (1) の⑩を準用する。

⑪ 専門的支援実施加算の取扱い

通所報酬告示第3の6の専門的支援実施加算については、2の(1)の⑫を準用する。なお、2の(1)の⑫の(四)のウに規定する専門的実施加算の月の算定限度回数については、以下のとおりとすること。

障害児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回

障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

⑫ 強度行動障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の6の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的人材養成研修の修了者（中核的人材研修修了者）を配置し、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（以下この⑫において「指定放課後等デイサービス等」という。）を、強度の行動障害のある児童に対して支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考1及び2）を参照することとする。

(一) 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）については、以下のアからウに掲げるとおりとする。

ア 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成すること。

イ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、当該障害児通所支援事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合には、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。

ウ 支援計画シート等に基づく指定放課後等デイサービス等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合において、以下の(i)及び(ii)に掲げる取組を行うこと。

(i) 指定放課後等デイサービス等を行う従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。

(ii) 実践研修修了者は、原則として2回の指定放課後等デイサービス等の利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。

(二) 強度行動障害児支援加算(Ⅱ)については、以下のアからウに掲げるとおりとする。
ア 支援計画シート等については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて作成すること。

イ (一)のイを準用する。

ウ 支援計画シート等に基づく指定放課後等デイサービス等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、(一)のウの(i)及び(ii)並びに以下に掲げる取組を行うこと。

中核的人材研修修了者が、原則として週に1日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。

(三) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。

(四) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに500単位を加算することができることとしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。

(五) (一)、(二)及び(四)については、通所報酬告示第3の6の3の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。

(六) 共生型放課後等デイサービス事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。

⑫の2 集中的支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の6の3の集中的支援加算については、2の(1)の⑫の3を準用する。

⑫の3 人工内耳装用児支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の6の4の人工内耳装用児支援加算については、2の(1)の⑫の4の(二)を準用する。

⑫の4 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の6の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算については、2の(1)の⑫の5を準用する。

⑫の5 個別サポート加算(Ⅰ)の取扱い

通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算(Ⅰ)については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表(270号告示の8の4の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。)のうち、以下の(一)又は(二)に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。

(一) 通所報酬告示第3の7のイの(1)を算定する場合

就学児サポート調査表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。

なお、通所報酬告示第3の7のイの(1)を算定する場合において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置(常勤換算に限らない単なる配置で可)し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算すること。

(二) 通所報酬告示第3の7のイの(2)を算定する場合

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。

(三) 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については加算しない。

⑫の6 個別サポート加算(Ⅱ)の取扱い

通所報酬告示第3の7のロの個別サポート加算(Ⅱ)については、2の(1)の⑫の7を準用する。

⑫の7 個別サポート加算(Ⅲ)の取扱い

通所報酬告示第3の7のハの個別サポート加算(Ⅲ)については、不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら、指定放課後等デイサービスを行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 本加算の対象となる不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く。)」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された児童とする。

(二) 学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。通所支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。

(三) 学校との情報共有を、月に1回以上行うこと。その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。情報共有は対面又はオンラインにより行うこと。

(四) 家族への相談援助を月に1回以上行うこと。相談援助は、居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。また、相談援助を行う場合には、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。

(五) (三)の学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。その結果、本加算の算定を終結する場合にあっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。

- (六) 市町村（教育関係部局、障害児関係部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。
- (七) (三)の学校との連携及び(四)の家族等への相談援助については、関係機関連携加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、家族支援加算（Ⅰ）は算定できない。

⑫の 8 入浴支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の7の2の入浴支援加算については、2の（1）の⑫の8を準用する。

⑫の 9 自立サポート加算の取扱い

通所報酬告示第3の7の3の自立サポート加算については、進路を選択する時期にある就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に、月に2回を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

- (一) 対象となる進路を選択する時期にある障害児は、高校2年生及び3年生を基本とする。
- (二) あらかじめ障害児及び給付決定保護者の同意を得た上で、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画である自立サポート計画を作成すること。
作成に当たっては、障害児及び給付決定保護者の学校卒業後の生活に向けた意向等及び学校における取組等を確認するとともに、通所支援計画及び学校で取り組まれている内容等を踏まえ、学校卒業後の生活を見据えて必要な支援について記載すること
- (三) 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。

具体的には、以下の支援を行うことが想定される。

ア 自己理解の促進に向けた相談援助

自らの適性や特性への理解や現在や将来の生活における課題などについて、客観的な評価を交えて相談援助を行い、自己理解を深め、進路の選択やその実現につなげていくこと。

イ 進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供

働くことの意義や職種・業種などに関する情報提供や、事業所での作業体験、企業等での職業体験を行うこと。取組に当たっては、地域の商工会や企業、障害者就業・生活支援センター等と連携して取り組むことが期待される。また、就労・進学等を経験している障害者による当事者としての経験に基づく相談援助・講話を行うなど、ピアの取組を進めることも期待される。

ウ 必要な知識・技能を習得するための支援

学校卒業後の生活や職場での基本的マナーや、卒業後の進路に必要な具体的な知識技能を習得するための支援を行うこと。

なお、放課後等デイサービスにおいて基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で、これらの支援を進めるよう留意すること。

- (四) 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて自立サポート計画の

見直しを行うこと。なお、通所支援計画のモニタリングや見直しを行う場合には、あわせて自立サポート計画の確認と見直しの検討を行うこと。

- (五) 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、自立サポート計画の作成又は見直しについて説明し、同意を得ること。
- (六) 加算対象児が在学している学校との日常的な連携体制を確保し、加算対象児の進路に関する取組や今後の方向性について相互に情報共有するなど、日常的な連絡調整を行うこと。また、自立サポート計画の作成及び見直しにおいても連携を行うこと。なお、学校との連携における会議等の実施については、通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする。
- (七) 本加算の算定にあたって行った取組については、実施した日時及び支援内容について記録を行うこと。

⑫の10 通所自立支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の7の4の通所自立支援加算については、学校・居宅等と事業所間の移動について、障害児が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って計画的に通所自立支援を行った場合に、算定開始より90日間を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

- (一) 本加算の対象となる障害児は、公共交通機関の利用経験が乏しいことや、単独で移動する経験が乏しいことなどにより、単独での通所に不安がある場合など、通所自立支援によって自立した通所につながっていくことが期待される障害児とする。また、安全な通所を確保する観点から、十分なアセスメントを行い、その状態や特性を踏まえて支援の実施を判断すること。

特に、医療的ケアを要する障害児については、こどもの医療濃度や移動経路の状況、移動に要する時間等も適切に考慮すること。

なお、重症心身障害児は本加算の対象とならない。

- (二) 加算対象児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行うこと。

支援は、あらかじめ障害児及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、通所支援計画に位置づけて行うものであること。

通所自立支援に当たっては、移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定される。この際、学校や公共交通機関等と連携を図るとともに、地域への障害児に対する理解の促進にもつながるよう努めること。

なお、同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者に負担させることは認められないこと。

- (三) 通所自立支援の実施に当たっては、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保すること。障害児1人に対して、従業者1人が個別的に支援を行うことを基本とするが、障害児の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、障害児2人に対して従業者1人により支援を行うことも可能とする。医療的ケアを要する障害児に支援を行う場合には、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行をすること。
- (四) 通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援にあたる従業者に対して研修等を行うこと。
- (五) 通所自立支援を実施した日時、支援の実施状況、障害児の様子、次回取組で留意するポイント等について、記録を作成すること。
- (六) 同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならないこと。
- (七) 本加算は、支援開始より90日間を限度に算定するものとする。なお、進学や進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために通所自立支援が必要と判断される場合には、再度算定できるものとする。その際には、環境変化を踏まえた十分なアセスメントを行い、支援の必要性及び支援内容について丁寧に判断すること。

⑬ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の⑬を準用する。

⑭ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第3の9の送迎加算については、2の(1)の⑭を準用する。

なお、放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。

⑯ 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、2の(1)の⑯の2を準用する。

⑯の2 事業所間連携加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の3の事業所間連携加算については、2の(1)の⑯の3を準用する。

⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の4の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑰の4を準用する。

⑱ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

通所報酬告示第3の11の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2の(1)の⑱を準用する。

(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費

① 居宅訪問型児童発達支援の提供時間について

居宅訪問型児童発達支援の提供時間については、第二の1の(3)を準用する。

② 特別地域加算の取扱い

特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

②の2 訪問支援員特別加算の取扱い

- (一) 通所報酬告示第4の1の2の訪問支援員特別加算については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者、障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であって、訪問支援員特別加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）ごとに規定する一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に算定をするもの。

【訪問支援員特別加算（Ⅰ）】

以下の①又は②に規定する期間が10年以上の者

【訪問支援員特別加算（Ⅱ）】

以下の①又は②に規定する期間が5年以上の者

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- (二) 本加算の算定に当たって、①又は②に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。
- 例：理学療法士の資格取得後5年間障害児通所支援事業に従事した者が、その間児童指導員として配置されていた場合、加算の算定に当たっては5年として取り扱う（計10年とはしない）。
- (三) 当該職員が実際に居宅訪問型児童発達支援を実施するにあたり、提供に要する時間を通じて滞在した場合に算定すること。

②の3 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示第4の1の3の家族支援加算については、障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この②の3において同じ。）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、次のとおり取り扱うこととする。

(一) 家族支援加算（Ⅰ）（個別の相談援助）

ア 通所報酬告示第4の1の3のイについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

- (1) は障害児の家族等の居宅を訪問し、
- (2) は指定居宅訪問型児童発達支援事業所において対面により、
- (3) はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、(1) から (3) 全体として 1 日につき 1 回および 1 月につき 2 回を限度として、算定するものであること。

なお、指定居宅訪問型児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、(1) から (3) のいずれについても、訪問日以外の日に相談援助を行った場合に限って算定すること。また、当該障害児に居宅訪問型児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、(1) について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。

ウ 通所報酬告示第4の1の3のイの(3)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないように、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

オ 居宅訪問型児童発達支援事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は通所報酬告示第4の1の3のイ(2)を算定すること。また、本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。

カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

(二) 家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）

ア 通所報酬告示第4の1の3のロについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

(1) は指定居宅訪問型児童発達支援事業所において対面により、

(2) はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、(1) 及び (2) 全体として 1 日につき 1 回および 1 月につき 4 回を限度として、算定するものであること。

なお、当該障害児に居宅訪問型児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ 通所報酬告示第4の1の3のロの(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算(Ⅰ)のエ及びカを準用する。

(三) 家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。

(四) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所と指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定居宅訪問型児童発達支援事業所を利用している障害児にあっては、指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障害児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4(居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の多機能型事業所における家族支援加算(Ⅰ)の算定については月2)回を限度とする。

②の4 多職種連携支援加算の取扱い

多職種連携支援加算については、障害児に対して障害特性やその状態に応じた適切な支援を行うために、異なる専門性を有する2人以上の訪問支援員(異なる職種の2人以上の訪問支援員)が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行った場合に月1回を限度に算定するものであること。

(二) 1以上の訪問支援員は訪問支援員特別加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できる業務従事歴を有する者であること。訪問支援員特別加算については、②の2を参照すること。

(三) 複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有すること。具体的には、①保育士又は児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者若しくはサービス管理責任者又は障害児相談支援専門員若しくは障害者相談支援専門員、⑦心理担当職員のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること。

- (四) あらかじめ当該障害児のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性と支援内容を通所支援計画において明記するとともに、給付決定保護者の同意を得ること。
- (五) 支援にあたる複数人の訪問支援員は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと。
- (六) 訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと。
- (七) 本加算は月1回を限度として算定するものであるが、居宅訪問型児童発達支援の利用開始直後や状態の悪化等の場合、通所支援計画策定時や更新時など、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人が連携しての多角的なアセスメントや支援が求められるタイミングで活用されることが望ましい。

②の5 強度行動障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示第4の1の5の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定居宅訪問型児童発達支援を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（上記通知 参考1及び2）を参照することとする。

- (一) 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成すること。
- (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、当該障害児通所支援事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合にあっては、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。
- (三) 実践研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者（以下「基礎研修修了者」という。）が支援計画シート等に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を行うこと。
- (四) 実践研修修了者は、原則として1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。

当該確認に当たっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、対象となる児童の居宅を訪問し、行うことが望ましいが、基礎研修修了者が行う支援の様子

を実践研修修了者がオンラインを活用して確認する方法や基礎研修修了者が行った支援の記録を実践研修修了者が確認する方法としても差し支えない。

(五) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。

③ 通所施設移行支援加算の取扱い

通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。

(二) 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。

④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い

通所報酬告示第4の4、5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。

(5) 保育所等訪問支援給付費

① 保育所等訪問支援の提供時間について

保育所等訪問支援の提供時間については、1の(3)を準用する。

② 特別地域加算の取扱い

通所報酬告示第5の1の注3の特別地域加算については、2の(4)の②を準用する。

②の2 訪問支援員特別加算の取扱い

(一) 通所報酬告示第5の1の2の訪問支援員特別加算については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者、障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であって、訪問支援員特別加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)ごとに規定する一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をするもの。

【訪問支援員特別加算(Ⅰ)】

以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者

【訪問支援員特別加算(Ⅱ)】

以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者

① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

- ② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
 - ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援の他、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む。）の業務に従事した期間
- (二) 本加算の算定に当たって、①、②又は③に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。なお、③の期間は、①又は②の期間に含めることが可能である。
- 例：理学療法士の資格取得後8年間障害児通所支援事業に従事した者が、その間4年間指定保育所等訪問支援の業務に従事した場合、加算の算定に当たっては①を8年又は③を4年として取り扱う（計12年とはしない。また、8年から4年を除いて①を4年とはしない）。
- (三) 当該職員が実際に保育所等訪問支援を実施するにあたり、提供に要する時間を通じて滞在した場合に算定すること。
- ③ 初回加算の取扱い
- 通所報酬告示第5の1の3の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。
- (一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。
- ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。
- (二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。
- (三) 初回加算を算定する場合に、当該月について児童発達支援管理責任者の同行による多職種連携支援加算の算定はできないこと。この場合であっても、他の複数職種による多職種連携加算の算定は可能であること。
- ④ 家族支援加算の取扱い
- 通所報酬告示第5の1の4の家族支援加算については、2の(4)の②の3を準用する。
- なお、本加算が算定される相談援助については、指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること。
- ④の2 多職種連携支援加算の取扱い
- 通所報酬告示第5の1の5の多職種連携支援加算については、2の(4)の②の4を準用する。
- ④の3 ケアニーズ対応加算の取扱い

通所報酬告示第5の1の6のケアニーズ対応加算については、ケアニーズの高い障害児のインクルージョンを推進していく観点から、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

(一) 対象となる児童は以下のとおりである。

ア 重症心身障害児

イ 身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）

ウ 重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）

エ 精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

オ 医療的ケア児

(二) 事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を1以上配置すること。なお、訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと。

④の4 強度行動障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示第5の1の7の強度行動障害児支援加算については、2の(4)の②の5を準用する。

④の5 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第5の1の8の関係機関連携加算については、訪問先の施設に加えて、障害児の状況等に応じて連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この④の5において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、会議を開催等して児童相談所等関係機関と情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(二) (一)の会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

(三) 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。

(四) (一)の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、児童相談所等関係機関と連携した支援の提供を進めること。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努めること。

(五) 本加算及び通所報酬告示第1の12のハ又は同告示第3の10の2のハについて、児童発達支援又は放課後等デイサービスとの多機能型事業所の場合、合わせて月1回の算定を限度とする。

また、当該多機能型事業所の場合であって、加算対象児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては、本加算を算定しない。

⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。

⑥ 福祉・介護職員等处遇改善加算の取扱い

通所報酬告示第5の3の福祉・介護職員等处遇改善加算については、2の（1）の⑯を準用する。

(6) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費

① 主として難聴児経過的児童発達支援給付費について

(一) 旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、主として難聴児経過的児童発達支援給付費を支給すること。

なお、障害児の時間区分及び医療的ケア区分により、算定する単位が異なるが、当該取扱いは1の（3の2）及び（4の2）を参照すること。

(二) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について

通所報酬告示別表2第1の1の注5の開所時間減算については、2の（1）の①（六）を準用する。

② 人工内耳装用児支援加算の取扱い

通所報酬告示別表2第1の1の注10の人工内耳装用児支援加算については、2の（1）の⑫の4の（一）を準用する。

なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない点に留意すること。

③ 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示別表2第1の1の注11の児童指導員等加配加算については、2の（1）の④を準用する。

④ 専門的支援体制加算の取扱い

通所報酬告示別表2第1の1の注12の専門的支援体制加算については、2の（1）の④の2を準用する。

⑤ 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示別表2第1の2の家族支援加算については、2の（1）の⑤を準用する。

⑥ 食事提供加算の取扱い

通所報酬告示別表2第1の3の食事提供加算については、2の（1）の⑦を準用する。

⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示別表2第1の4の利用者負担上限額管理加算については、2の（1）の⑧を準用する。

⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 5 の福祉専門職員配置等加算については、2 の（1）の⑨を準用する。

⑨ 栄養士配置加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 6 の栄養士配置加算については、2 の（1）の⑩を準用する。

⑩ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 7 の欠席時対応加算については、2 の（1）の⑪の（一）及び（二）を準用する。

⑪ 専門的支援実施加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 8 の専門的支援実施加算については、2 の（1）の⑫を準用する。

⑫ 強度行動障害児支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 9 の強度行動障害児支援加算については、2 の（1）の⑫の 2 を準用する。

⑬ 集中的支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 10 の集中的支援加算については、2 の（1）の⑫の 3 を準用する。

⑭ 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 11 の個別サポート加算（Ⅱ）については、2 の（1）の⑫の 7 を準用する。

⑮ 入浴支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 12 の入浴支援加算については、2 の（1）の⑫の 8 を準用する。

⑯ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 13 の医療連携体制加算については、2 の（1）の⑬を準用する。

⑰ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 14 の送迎加算については、2 の（1）の⑭の（四）から（六）までを準用する。

⑱ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 15 の延長支援加算については、2 の（1）の⑮の（一）を準用する。

⑲ 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 16 の関係機関連携加算については、2 の（1）の⑮の 2 を準用する。

⑳ 事業所間連携加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 17 の事業所間連携加算については、2 の（1）の⑮の 3 を準用する。

㉑ 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 18 の保育・教育等移行支援加算については、2 の（1）の⑮の 4 を準用する。

㉒ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 1 の 19 の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2 の（1）の⑯を準用する。

（7） 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費

① 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費について

（一） 旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費を支給すること。

（二） 旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援の提供時間については、1 の（3）を準用する。

（三） 休業日の営業時間が 6 時間未満に該当する場合の単位数の算定について
通所報酬告示別表 2 第 2 の 1 の注 3 の開所時間減算については、2 の（1）の①（六）を準用する。

② 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 1 の注 8 の児童指導員等加配加算については、2 の（1）の④を準用する。

③ 専門的支援体制加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 1 の注 9 の専門的支援体制加算については、2 の（1）の④の 2 を準用する。

④ 看護職員加配加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 1 の注 10 の看護職員加配加算については、2 の（1）の④の 3 を準用する。

⑤ 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 2 の家族支援加算については、2 の（1）の⑤を準用する。

⑥ 子育てサポート加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 3 の子育てサポート加算については、2 の（1）の⑥を準用する。

⑦ 食事提供加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 4 の食事提供加算については、2 の（1）の⑦を準用する。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の（1）の⑧を準用する。

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 6 の福祉専門職員配置等加算については、2 の（1）の⑨を準用する。

⑩ 栄養士配置加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 7 の栄養士配置加算については、2 の（1）の⑩を準用する。

⑪ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 8 の欠席時対応加算については、2 の（1）の⑪を準用する。

⑫ 専門的支援実施加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 9 の専門的支援実施加算については、2 の（1）の⑫を準用する。

⑬ 集中的支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 10 の集中的支援加算については、2 の（1）の⑫の 3 を準用する。

⑭ 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 11 の個別サポート加算（Ⅱ）については、2 の（1）の⑫の 7 を準用する。

⑮ 入浴支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 12 の入浴支援加算については、2 の（1）の⑫の 8 を準用する。

⑯ 医療連携体制加算（Ⅶ）の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 13 の医療連携体制加算（Ⅶ）については、2 の（1）の⑬の（一）から（四）までを準用する。

⑰ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 14 の送迎加算については、2 の（1）の⑭の（四）から（六）までを準用する。

⑱ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 15 の延長支援加算については、2 の（1）の⑮の（二）を準用する。

⑲ 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 16 の関係機関連携加算については、2 の（1）の⑮の 2 を準用する。

⑳ 事業所間連携加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 17 の事業所間連携加算については、2 の（1）の⑮の 3 を準用する。

㉑ 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 18 の保育・教育等移行支援加算については、2 の（1）の⑮の 4 を準用する。

㉒ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 2 の 19 の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2 の（1）の⑯を準用する。

（8） 医療型経過的小児発達支援給付費

① 医療型経過的小児発達支援給付費について

旧医療型小児発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定小児発達支援については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、医療型経過的小児発達支援給付費を支給すること。

なお、旧医療型小児発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定小児発達支援の提供時間については、1 の（3）を準用する。

② 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 2 の家族支援加算については、2 の（1）の⑤を準用する。

③ 子育てサポート加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 3 の子育てサポート加算については、2 の（1）の⑥を準用する。

④ 食事提供加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 4 の食事提供加算については、2 の（1）の⑦を準用する。

⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の（1）の⑧を準用する。

⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 6 の福祉専門職員配置等加算については、2 の（1）の⑨を準用する。

⑦ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 7 の欠席時対応加算については、2 の（1）の⑩を準用する。

⑧ 専門的支援実施加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 8 の専門的支援実施加算については、2 の（1）の⑪を準用する。

⑨ 集中的支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 9 の集中的支援加算については、2 の（1）の⑫の 3 を準用する。

⑩ 個別サポート加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 10 の個別サポート加算については、2 の（1）の⑫の 6 及び⑫の 7 を準用する。

⑪ 入浴支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 11 の入浴支援加算については、2 の（1）の⑫の 8 を準用する。

⑫ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 12 の送迎加算については、2 の（1）の⑭の（四）から（六）までを準用する。

⑬ 保育職員加配加算の取扱い

通所報酬告示別表 3 の 13 の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 旧指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、児童指導員又は保育士を 1 人以上配置（常勤換算による配置）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。

（二） 通所報酬告示別表 2 第 3 の 13 の注 2 については、旧指定医療型児童発達支援事業所のうち定員 21 人以上の事業所において、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、児童指導員又は保育士を 2 人以上配置（常勤換算による配置）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について（一）に加えて加算するものであること。

⑭ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 14 の延長支援加算については、2 の（1）の⑮の（二）を準用する。

⑮ 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 15 の関係機関連携加算については、2 の（1）の⑮の 2 を準用する。

⑯ 事業所間連携加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 16 の事業所間連携加算については、2 の（1）の⑮の 3 を準用する。

⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 17 の保育・教育等移行支援加算については、2 の（1）の⑮の 4 を準用する。

⑱ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

通所報酬告示別表 2 第 3 の 18 の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2 の（1）の⑯を準用する。

第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項

（1）福祉型障害児入所施設給付費

① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について

福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に並び、算定する。

② 日中活動支援加算の取扱い

入所報酬告示第 1 の 1 の注 4 の日中活動支援加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者に限る。以下この②において同じ。）を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設において、以下の（一）から（四）までに掲げる取組を行った場合に加算するものであること。

（一） 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設における日中活動のプログラムとして、入所する全ての児童を対象とした休日、祝日及び長期休みにおける日中活動計画並びに未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における日中活動計画を 1 月ごとに作成していること。

（二） 日中活動計画の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 日中活動計画は、施設における日ごとの日中活動の内容が確認できるものとし、入所する児童の将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮したものとする。

イ 日中活動の内容を検討するに当たっては、入所する児童の意見を考慮することとし、施設内の活動の他、施設外での活動についても検討すること。

ウ 未就学児を対象とした日中活動計画については、児童発達支援ガイドラインや保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）におけるこどもの活動等の記載を参考に作成すること。

エ 学卒後の児童を対象とした日中活動計画については、当該児童の地域における生活への移行を見据え、就労移行支援事業所や生活介護事業所等と連携して作成するよう努めること。

(三) 日中活動計画に基づき、計画的に日中活動を行うこと。日中活動を行う際の障害児の状態を定期的に記録するとともに、記録した内容を従業者に共有すること。

(四) 以下に留意した上、日中活動計画の実施状況の評価及び見直しを行うこと。

ア 日中活動計画の実施状況の評価に当たっては、日中活動の種類ごとに、1月を通した障害児の活動の様子や従業者からの意見を踏まえ、活動内容が障害児の将来の日常生活又は社会生活に資するものであるか、検討すること。

イ アの評価を踏まえ、1月ごとの日中活動計画に反映すること。

③ 重度障害児支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

④ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の(一)から(五)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。

(一) 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。

(二) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。

(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。

ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者

(四) 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。

(五) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。

⑤ 重度重複障害児加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算は、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的人材研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定入所支援を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。なお、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、当該児童に必要な支援を行うための設備及び職員配置基準等を満たす必要がある。

また、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考1及び2）を参照することとする。

- (一) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に加算を算定するものであること。

なお、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても本加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、以下のア及びイに掲げる取組を行うこと。

ア 指定入所支援を行う従業者は、基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと

イ 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること

- (二) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、指定入所支援を行った場合に加算を算定するものであること。

なお、(一)と同様に、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、(一)のア及びイに掲げる取組並びに以下に掲げる取組を行うこと。

中核的人材研修修了者は、原則として週に1日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと

- (三) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。

- (四) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができることとしているが、これは、強度行動障害を有する障害児の入所の初期段階において、標準的な指定入所支援を行うために必要な手厚い支援を評価する

ものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。

- (五) (一) 及び (二) については、入所報酬告示第 1 の 8 の 3 の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。

⑦ 心理担当職員配置加算の取扱い

入所報酬告示第 1 の 1 の注 9 の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

また、入所報酬告示第 1 の 1 の注 10 は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。

⑧ 看護職員配置加算（Ⅰ）の取扱い

入所報酬告示第 1 の 1 の注 11 の看護職員配置加算（Ⅰ）は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

⑧の 2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い

入所報酬告示第 1 の 1 の注 12 の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の 2（1）の④の 3 の（四）を準用する。

- (一) 主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を 2 名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が 40 点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。
- (二) 主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を 1 名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が 40 点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

⑧の 3 児童指導員等加配加算の取扱い

入所報酬告示第 1 の 1 の注 13 の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対する障害児への関わり方に関する助言を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 入所報酬告示第 1 の 1 の注 13 のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を 1 名以上配置（常勤換算による算定）している場合に算定すること。
- (二) 通所報酬告示第 1 の 1 の注 13 のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。

ア 入所報酬告示第 1 の 1 の注 13 のイを算定していないこと。

イ 指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。

⑧の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注14のソーシャルワーカー配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、以下の（一）から（六）に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画的に行うこと。

また、既にこれらの取組を行っている福祉型障害児入所施設においては、入所児童や保護者との信頼関係の構築の観点から、これまで、施設内でこれらの取組を担当してきた職員が、入所児童や保護者への説明等に係る業務をソーシャルワーカーと協力して行うことも差し支えないものとする。

- （一） 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。以下⑧の4において同じ。）及び保護者に対する相談援助を行う。
- （二） 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。
- （三） 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。
- （四） 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適應できるよう訓練等の機会を提供する。
- （五） 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。
- （六） 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。

⑨ 入院・外泊時加算の取扱い

- （一） 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。
- （二） 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院

又は外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日につき所定単位数を算定するものであること。

(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中であっては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。

ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。

⑩ 自活訓練加算の取扱い

入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。

また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。

本加算は、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施時期を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を実施することができる。

(例)

- ・ 高等学校等の3年生のときに、卒業を見据えて180日間集中的に自活訓練を行う。
- ・ 高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校1年生のときに60日、2年生のときに90日及び3年生のときに120日行う。

なお、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合、360日から、18歳までに当該指定福祉型障害児入所施設において算定した日数を減じて算定した日数が算定の上限となる。

この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。

また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。

なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。

⑪ 入院時特別支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。

また、イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。

⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第二の2の（1）の⑨を準用する。

⑬ 家族支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の5の2の家族支援加算については、障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この⑬において同じ。）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、次のとおり取り扱うこととする。

（一） 家族支援加算（I）（個別の相談援助）

ア 入所報酬告示第1の5の2のイについては、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

- （1）は障害児の家族等の居宅を訪問し、
- （2）は指定福祉型障害児入所施設において対面により、
- （3）はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、（1）から（3）全体として1日につき1回および1月につき2回を限度として、算定するものであること。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、（1）について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。

ウ 入所報酬告示第1の5の2の（3）の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

オ 指定福祉型障害児入所施設以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は入所報酬告示第1の5の2のイ（2）を算定すること。

また、本加算は入所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。

カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

（二） 家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）

ア 入所報酬告示第1の5の2のロについては、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

（1）は指定福祉型障害児入所施設において対面により、

（2）はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、（1）及び（2）全体として1日につき1回および1月につき2回を限度として、算定するものであること。

イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

ウ 本相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ 入所報酬告示第1の5の2のロの（2）の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算（Ⅰ）のエ及びカを準用する。

（三） 家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。

⑬の2 地域移行加算の取扱い

（一） 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居

宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回に限り加算を算定するものである。

また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として加算を算定するものである。

(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。

(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合

イ 死亡退所の場合

(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。

ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助

イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助

ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助

エ 住宅改修に関する相談援助

オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助

(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。

⑬の３ 移行支援関係機関連携加算の取扱い

入所報酬告示第１の６の２の移行支援関係機関連携加算は、指定福祉型障害児入所施設が障害児の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議（以下この⑬の３において単に「会議」という。）を開催し、当該障害児の移行支援に関して連携調整を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該障害児が15歳未満であっても、移行支援計画の作成が必要と認められる場合は、当該加算の対象として差し支えない。

(一) 会議には、障害児の入所給付決定を行った都道府県等（指定都市を含む。）、移行予定先の（未定の場合には入所給付決定保護者の居住地又は指定福祉型障害児入所施設の所在地の）市町村及び基幹相談支援センター、障害児が所属する教育機関の出席を基本とすること。基幹相談支援センターが障害児の移行予定先や入所給付決定保護者の居住地又は指定福祉型障害児入所施設の所在地の市町村に設置されていない場合は、当該市町村の指定特定相談支援事業所が出席すること。また、これらの参加者のほか、必要に応じて、障害児本人及びその家族、児童相談所、移行予定先の日中活動サービスや居住先施設の関係者、医療機関等の関係者その他の障害児の移行支援に関係する者の参加を求めること。

なお、会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えないが、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。

また、障害児の移行支援に関する関係機関の連携調整を評価する当該加算の主旨を踏まえると、会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に移行支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。

- (二) 会議においては、当該指定福祉型障害児入所施設の児童発達支援管理責任者又はソーシャルワーカーが、入所児童の状況、移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、参加者に対して、専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成又は変更その他必要な便宜の提供について検討を行うこと。

会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要旨及び移行支援計画に反映させるべき内容等を記録すること。

- (三) 会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行うこと。作成又は見直しに当たっては、関係者との連携方法等を具体的に記載すること。
- (四) 会議に加えて、参加者との日常的な連携調整の体制を整えること。日常的な連携調整においては、当該障害児や保護者の意向、支援内容、移行に向けた課題などについて適切に情報共有を行うこと。
- (五) (一) 及び (二) に関わらず、都道府県又は指定都市が児童福祉法第24条の19第4項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に指定福祉型障害児入所施設及び関係機関が参加し、(一) から (四) までに掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算を算定することとして差し支えないこと。

⑬の4 体験利用支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の6の3の体験利用支援加算は、重症心身障害児、入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算の対象となる障害児又は強度の行動障害を有する児童が自立した日常生活及び社会生活の移行に向けて宿泊や日中活動等の体験（退所予定日から遡って1年間の体験に限る。以下この⑬の4において単に「体験」という。）を行う際に、指定福祉型障害児入所施設の従業者が、事前に体験先施設等との連携調整を行うとともに、当該体験先施設等への付き添い等の支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、当該加算は、障害児の移行支援計画において体験利用支援が計画されている場合に限って算定可能である。

- (一) 指定福祉型障害児入所施設の従業者が以下の取組を行うこと。

ア 障害児の体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援として、体験先施設等へ付き添うこと及び体験先施設等からの緊急連絡に対応できる体制（夜間の対応を含む。）を確保すること。ただし、体験先施設等への付き添いについては、障害児の体験に係る環境への適応状況を判断の上、体験利用時の一部の日程において行わないこととしても差し支えない。

イ 障害児の体験における体験先施設等その他の関係者との連絡調整として、体験先施設等に対して、当該障害児の状態像や指定入所支援の内容を共有すること並びに当該障害児の特性や状態を踏まえた環境調整及び体験時の接し方等について助言援助すること。

ウ 体験の内容及び体験時の障害児の様子を記録すること（体験先施設等の職員に聞き取って記録する場合を含む。）。また、体験の終了後に、当該障害児及び体験先施設等に対して、体験を終えた所見や当該障害児の移行支援に係る意見を聞き取り、その内容を記録すること。体験を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新すること。

(二) 障害児の体験及び体験先施設等については、指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの利用の他、民間企業が行う就労体験、当該障害児の家族等と居宅等において生活することなど、幅広い体験を対象とすることが可能であること。ただし、当該障害児の自立した日常生活及び社会生活への移行に資する体験が行われるよう、指定福祉型障害児入所施設及び体験先施設等の双方において十分に留意すること。

(三) 体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験利用は1回2泊3日まで、2回を限度とする。なお、1泊2日の宿泊の場合でも体験利用1回として判定することに留意すること。

(四) 体験利用支援加算（Ⅱ）については、（一）及び（二）に定めるほか、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 体験利用は1回5日まで、2回を限度とする。この場合において、5日間の体験活動を複数週や複数月で分散させて利用した場合も算定することが可能であること。

イ 必要に応じて、指定福祉型障害児入所施設が障害児の体験に要した費用を体験先施設等に支払うこととして差し支えないこと。

⑭ 栄養士配置加算の取扱い

入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第二の2の（1）の⑩を準用する。

⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い

(一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。

(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。

また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。

(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。

なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。

(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。

(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。

ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。

イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。

ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。

オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。

カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。

キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。

（六） 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。

⑮の2 要支援児童加算の取扱い

入所報酬告示第1の8の2の要支援児童加算については、指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童について、関係機関との連携調整や心理担当職員による計画的な心理支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

（一） 要支援児童加算（Ⅰ）は、要保護児童又は要支援児童について、児童相談所等関係機関と日々の連携体制を保ちながら支援を行う必要性に鑑み、児童相談所等関係機関が参

加する会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議（要保護児童対策地域協議会その他の公的機関が開催する会議）に参加し、要保護児童又は要支援児童への支援について情報共有及び連絡調整を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 会議には、児童相談所、入所以前に当該障害児が居住していた市町村の関係者（こども家庭センター等）が参加することを基本とし、必要に応じて、家族の支援機関、医師、病院の公認心理師等が参加すること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。

会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に当該障害児への支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。

イ 会議においては、当該障害児に対する支援の内容、方針、他の入所者や従業者と当該障害児の関わり方等について、児童相談所等関係機関との間で、当該障害児への支援の状況等を共有しつつ検討を行うこと。

ウ 会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要点及び会議を踏まえた当該障害児への支援方針等を記録すること。

エ 会議に加えて、児童相談所等関係機関との日常的な連携調整の体制を整えること。日常的な連携調整においては、当該障害児の状態や支援内容について適切に情報共有を行うこと。

オ 指定福祉型障害児入所施設は、児童相談所等関係機関と当該障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、入所支援計画に位置づけ、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得ること。また、アからエまでに定める取組による連携調整を踏まえ、必要に応じて入所支援計画の見直しを行いながら、当該障害児への指定入所支援を行うこと。

カ 情報共有及び連絡調整の内容及び当該障害児への指定入所支援の状況について都道府県、市町村、児童相談所等から確認の連絡があったときは、当該内容等について回答すること。

(二) 要支援児童加算（Ⅱ）は、心理支援を行う設備を備えた指定福祉型障害児入所施設において、心理担当職員（障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を配置し、当該心理担当職員が要保護児童又は要支援児童に対して専門的な心理支援を計画的に行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 心理担当職員が、要保護児童又は要支援児童の成育環境や心理的側面等について評価を行うこと。評価に当たっては、臨床心理アセスメントや個別の心理面接を活用すること。

イ 心理担当職員が、アの評価を踏まえ、当該障害児に係る心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、当該計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行うこと。なお、感情の表出が困難な児童に対しては、プレイセラピーや箱庭療法、絵画療法、ドールプレイなど言語を介さない方法をとるなど配慮すること。

ウ 心理支援の内容や当該児童の状況等について記録を行うこと。

エ 心理支援に当たっては、要保護児童又は要支援児童の成育環境や心理的側面等を踏まえ、プライバシーの保護に配慮すること。

⑮の3 集中的支援加算（Ⅰ）の取扱い

入所報酬告示第1の8の3のイの集中的支援加算（Ⅰ）については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑮の3及び⑮の4において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

（一） 本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。

（二） 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。

ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定福祉型障害児入所施設のアセスメントを行うこと。

イ 広域的支援人材と指定福祉型障害児入所施設の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑮の3及び⑮の4において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。

ウ 指定福祉型障害児入所施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、通所支援計画及び支援計画シート等（⑥の強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。

エ 指定福祉型障害児入所施設が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること

（三） 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。

（四） 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。

（五） 指定福祉型障害児入所施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

⑮の4 集中的支援加算（Ⅱ）の取扱い

入所報酬告示第1の8の3のロの集中的支援加算（Ⅱ）については、一定の体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設において、集中的支援が必要な障害児を他の施設等から受け入れ、当該障害児に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、本加算については、当該障害児が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているが、当該事業所等の対応が困難と考えられる場合は、あらかじめ市町村と都

道府県が連携して、集中的支援の後に当該児童が生活・利用する事業所等の確保を行うことに留意すること。

また、本加算を算定可能な指定障害児入所施設の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

(一) 他の事業所等から、集中的支援が必要な障害児を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該児童の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて入所支援計画の作成等を行うこと。

(二) 指定福祉型障害児入所施設における実践研修修了者が中心となって、当該障害児への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。

ア 広域的支援人材の支援を受けながら、⑮の3の(二)に規定する取組及び強度行動障害児特別支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算(Ⅰ)の算定が可能であること。

イ 集中的支援実施計画において、当該障害児が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針(当該障害児の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等)を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。

(三) 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。

(四) 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。

⑯ 小規模グループケア加算の取扱い

(一) 入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行った場合に、小規模グループケアの各単位における実人数で算定するものである。当該ケアの各単位における人数については、指定福祉型障害児入所施設に備えられた居室ごとの定員及び障害児の障害の特性や状態等を踏まえて設定すること。

なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

(二) 地域の中で、できる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設から分離した場所(外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等)で、小規模な生活単位を設けて支援を行う場合に、サテライト型小規模グループケアとして更に評価するものとする。サテライト型小規模グループケアにおける職員の配置については、児童指導員又は保育士を3以上配置し、そのうち1以上は専任であることとする。残る児童指導員又は保育士については、指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事して差し支えない。

なお、専任の児童指導員又は保育士は、できる限り家庭的な環境の中でケアを行った場合に当該加算を算定することも踏まえ、食事等の生活場面において可能な限り障害児と関わるものとする。

⑯の2 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の取扱い

- （一） 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）は、指定福祉型障害児入所施設における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。
- （二） 指定福祉型障害児入所施設において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。
- （三） 指定福祉型障害児入所施設は、入所する障害児が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の可否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。
- （四） 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に指定福祉型障害児入所施設において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。

⑯の3 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について

- （一） 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。
- （二） 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。

⑯の4 新興感染症等施設療養加算について

- （一） 新興感染症等施設療養加算は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害児に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害児の療養を施設内で行うことを評価するものである。

- (二) 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じてこども家庭庁長官が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。
- (三) 適切な感染対策とは、手洗いや个人防护具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュアル）」を参考とすること。

⑰ 福祉・介護職員等处遇改善加算の取扱い

入所報酬告示第1の10の福祉・介護職員等处遇改善加算については、第二の2の（1）の⑯を準用する。

(2) 医療型障害児入所施設給付費

① 医療型障害児入所施設給付費の区分について

医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。

①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い

入所報酬告示第2の1のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。

- (一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。
- (二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。
- (三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。
- (四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。

② 重度障害児支援加算の取扱い

入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

③ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い

入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の（一）から（三）までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。

- (一) 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定していること。

- (二) 実践研修修了者を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。
- (三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること。
- ④ 重度重複障害児加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、(1)の⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。
- ④の2 強度行動障害児特別支援加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の1の注5の2の強度行動障害児特別支援加算については、(1)の⑥を準用する。
- ④の3 心理担当職員配置加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。）において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。
- また、入所報酬告示第2の1の注8は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。
- ④の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の1の注9のソーシャルワーカー配置加算については、(1)の⑧の4を準用する。
- ⑤ 自活訓練加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。
- ⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算については、第二の2の(1)の⑨を準用する。
- ⑥の2 保育職員加配加算の取扱い
- 入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のとおり取り扱うこととする。
- (一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算するものであること。
- (二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算するものであること。
- ⑦ 家族支援加算の取扱い

入所報酬告示第2の3の3の家族支援加算は、(1)の⑬を準用する。

⑦の2 地域移行加算の取扱い

入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬の2を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、入所中は算定できないものであること。

⑦の3 移行支援関係機関連携加算の取扱い

入所報酬告示第2の4の2の移行支援関係機関連携加算は、(1)の⑬の3を準用する。

⑦の4 体験利用支援加算の取扱い

入所報酬告示第2の4の3の体験利用支援加算は、(1)の⑬の4を準用する。

⑦の5 要支援児童加算の取扱い

入所報酬告示第2の4の4の要支援児童加算は、(1)の⑮の2を準用する。

⑦の6 集中的支援加算の取扱い

入所報酬告示第2の4の5の集中的支援加算は、(1)の⑮の3を準用する。

⑧ 小規模グループケア加算の取扱い

入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑯の(一)を準用する。

⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

入所報酬告示第2の6の福祉・介護職員等処遇改善加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表障害児相談支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1 障害児相談支援費の算定について

(1) 基本的な取扱いについて

指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定障害児支援利用援助

- (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）
- (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）
- (三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）

② 指定継続障害児支援利用援助

- (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）

(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の(一)から(四)に準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで)

(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(機能強化型継続障害児支援利用援助費)の取扱いについて

① 趣旨

機能強化型障害児支援利用援助費(機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む。)は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

② 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものである。

- ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・ 協議会と連携や参画していること

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

③ 具体的運用方針

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)における機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

(一) 共通事項

ア 共通

(ア) 人員配置要件

a 総則

質の高い相談支援の提供を図るため、常勤(機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)を除く。)かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員(以下「現任研修修了者」という。)であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。

b 兼務の取扱い

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合につ

いては、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。

このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)を除く。)が、具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。

(イ) 留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
- (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (g) その他必要な事項

b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。

(ウ) 現任研修修了者同行による研修

現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。

なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。

(エ) 支援困難ケースの受入れ

自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

(オ) 事例検討会への参加

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。

(カ) 取扱件数

取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。

また、取扱件数は、1 月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前 6 月の平均値(以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。)を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。)の員数の前 6 月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。

なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

(ア) 趣旨

障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、(二) のア及びイ、(三) のア及びイ並びに(四) のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。

(イ) 要件

次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。

a 体制要件

次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

- (a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- (b) 機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月 1 回)に確認が実施されていること。
- (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

b 事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

- (a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、障害児相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- (b) 地域生活支援拠点等を構成する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

c 人員配置要件（各事業所）

当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。

(二) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、3名（現任研修修了者1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。

イ 24時間の連絡体制

24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

ウ 協議会への参画

協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。

エ 基幹相談支援センターによる取組への参画

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。

(三) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一) のアの(ア)のbを参照すること。

イ 24時間の連絡体制

(二) のイの規定を準用する。

ウ 協議会への参画

(二) のウの規定を準用する。

エ 基幹相談支援センターによる取組への参画

(二) のエの規定を準用する。

(四) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一) のアの(ア)のbを参照すること。

イ 協議会への参画

(二) のウの規定を準用する。

ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画

(二) のエの規定を準用する。

(五) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について

ア 人員配置要件

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一) のアの(ア)のbに規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。

(六) その他

ア 離島等における特例

(ア) 趣旨

特別地域(障害児相談支援報酬告示1の注8に規定する特別地域をいう。以下同じ。)に所在する指定障害児相談支援事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例を規定するものである。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。

(イ) 一体的に管理運営する事業所の範囲

一体的に管理運営する事業所で機能強化型障害児支援利用援助費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、(一) のイの(イ)のbに規定しているところであるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該範囲を同一都道府県内とする。

(ウ) 現任研修修了者の配置要件

人員配置要件として、(二) のア、(三) のア、(四) のア及び(五) のアに規定しているとおり、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りることとしている。

具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定障害児相談支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいものである。

イ 経過措置

(ア) 拠点関係機関との連携

令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一) のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。

なお、当該協力に当たっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。

(イ) 基幹相談支援センターによる取組への参画

令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、(二) のエ、(三) のエ及び(四) のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。

なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定障害児相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、(二) のエの規定を参照すること。

(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の適用について

① 取扱件数の取扱いについて

取扱件数（(2) の③の（一）のアの(カ)に規定するところにより算定したものとする。以下同じ。）が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件

数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。

② 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて

障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、（３）において算定した件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を割り当てること。

なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。

（４） 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて

継続障害児支援利用援助費については、モニタリング期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様である（以下（５）において同じ。）。

（５） 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について

障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。

なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。

２ 特別地域加算の取扱いについて

障害児相談支援報酬告示１の注８の特別地域加算については、第二の２の（４）の②を準用する。

３ 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について

（１） 趣旨

当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（障害者総合支援法第77条第３項の規定に基づく地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。

具体的な算定要件としては、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続））サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及

び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」と総称する。）について加算する。

（2） 拠点コーディネーターの要件及び業務

拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。

（3） 算定に当たっての留意事項

- ① 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。
- ② 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。
- ③ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。

4 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて

障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の（1）の⑧を準用する。

5 初回加算の取扱いについて

障害児相談支援報酬告示3の初回加算については、具体的には次のような場合に算定される。

（1） 新規に障害児支援利用計画を作成する場合

なお、指定障害児相談支援を利用せずに障害児通所支援を利用している障害児相談支援対象保護者について障害児支援利用計画を作成する場合についても含まれる。

- (2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合
- (3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であって、3月が経過する日以後に月2回以上、障害児等に面接した場合

なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。

上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。))を乗じて得た単位数)を加算するものである。

ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

6 主任相談支援専門員配置加算について

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費と同趣旨であるため、(一)のアの(ア)のbを参照すること。

(2) 算定にあたっての留意事項

当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。

① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)

(一) 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所に限る。

(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでのいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言

エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）。）

② 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）

当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の（二）のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）

（３） 手続

この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

7 入院時情報連携加算の取扱いについて

（１） 趣旨

障害児相談支援報酬告示の５の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。

なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。

（２） 算定に当たっての留意事項

当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者１人につき１月に１度を限度として算定する。

① 入院時情報連携加算（Ⅰ）

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

② 入院時情報連携加算（Ⅱ）

①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

（３） 手続

情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

8 退院・退所加算の取扱いについて

（１） 趣旨

病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。

なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の7の（1）の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。

（２） 算定に当たっての留意事項

退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できるものであること。

（３） 手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

9 保育・教育等移行支援加算の取扱いについて

（１） 趣旨

当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下9において「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。

① 関係機関への情報提供

関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合

② 障害児等への訪問による面接

障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、障害児等に面接する場合

③ 関係機関が開催する会議への参加

障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合

(2) 算定に当たっての留意事項

① 関係機関への情報提供

障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。

障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。

② 障害児等への訪問による面接

同注中(2)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。

③ 関係機関が開催する会議への参加

会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

④ 加算の算定方法

当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。

また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。

ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（同注中（１）については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である）。

（３） 手続

- ① 障害児相談支援報酬告示７の保育・教育等移行支援加算の注中（１）を算定する場合は第４の７の（３）の規定を準用する。
- ② 同注中（２）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
- ③ 同注中（３）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

10 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて

（１） 趣旨

当該加算は、障害児が利用する病院等、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。

① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等

福祉サービス等提供機関（障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。）の職員との面談又は会議により、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合

② 障害児への通院同行

障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

③ 福祉サービス等提供機関への情報提供

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合

（２） 算定に当たっての留意事項

① 連携の対象機関

指定障害児相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者と連携することが求められているところ、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。

② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等

福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害児通所支援等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も、医療・保育・教育機関等連携加算の算定が可能である。なおこの場合において、サービス担当者会議実施加算の算定はできない。

なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。

③ 利用者への通院同行

当該加算は、単に障害児の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び障害児支援利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び障害児支援利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。

なお、情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

④ 福祉サービス等提供機関への情報提供

次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。

(一) 病院等、訪問看護事業所

(二) (一)以外の福祉サービス等提供機関

なお、(一)に掲げる機関への情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。

⑤ 加算の算定方法

当該加算は、(1)の②から④までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。

(3) 手続

第四の8の(3)の規定を準用する。

11 集中支援加算について

(1) 趣旨

当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行ったものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。

① 障害児等への訪問による面接

障害児等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、障害児等に面接する場合

② サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画の変更等について検討を行う場合

③ 関係機関が開催する会議への参加

福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合

④ 障害児への通院同行

障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合

⑤ 福祉サービス等提供機関への情報提供

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合

(2) 算定にあたっての留意事項

① 連携の対象機関

(1) のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院等、企業、地方自治体等をいう。

② 障害児等への訪問による面接

障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。

「面接」については、第四の9の(2)の②の規定を準用する。

③ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催に当たっては、障害児等も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。

④ 関係機関が開催する会議への参加

福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。

また、入院時情報連携加算(I)又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。

⑤ 利用者への通院同行

第四の10の(2)の③の規定を準用する。

⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供

第四の10の(2)の④の規定を準用する。

⑦ 加算の算定方法

当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、1月に2回以上障害児等に面接し、かつ、障害児への通院同行を行う場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。

なお、②から⑥のいずれの場合も、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している場合は、当該加算は算定できない。

(3) 手続

① 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、第四の9の(3)の②の規定を準用する。

② 同注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

③ 同注中(3)を算定する場合は、第四の9の(3)の③の規定を準用する。

12 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて

(1) 趣旨

継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

(2) 算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする。

サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

また、障害児相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。

(3) 手続

第四の11の(3)の②の規定を準用する。

13 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて

(1) 趣旨

継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、支援の提供場面を直接確認することにより、支援の提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

なお、支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

- ① 障害児通所支援の事業所等における支援の提供状況
- ② 支援提供時の障害児の状況
- ③ その他必要な事項

(2) 算定に当たっての留意事項

1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（相談支援員の場合は19件）を限度とし、当該障害児が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における支援提供場面ののみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

障害児通所支援の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能である。

なお、一定の距離については、障害児通所支援の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

(3) 手続

(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

14 行動障害支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該

指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。

② 行動障害支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

（一） 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

（二） 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

（3） 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて

（1） 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えること。

② 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童(以下「対象医療的ケア児」という。)としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

(3) 手続

第四の14の(3)の規定を準用する。

16 精神障害者支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害

者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。

ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2—18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、精神に障害を有する児童の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神に障害を有する児童」と読み替えること。

② 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っており、(三)に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童(以下「精神に障害のある児童」という。)としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認に当たっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制

当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。

保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。

また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。

③ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

（3） 手続

第四の14の（3）の規定を準用する。

17 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて

（1） 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、高次脳機能障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。

（2） 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

第四の14の（2）の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害児」と読み替えること。

② 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

ア 障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書

イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

(3) 手続

第四の14の(3)の規定を準用する。

18 ピアサポート体制加算の取扱いについて

障害児相談支援報酬告示第15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。

ア 障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下この16において「障害者等」という。）であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者

イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者

なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

(1) 算定に当たっての留意事項

ア 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。

イ 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。

(ア) 身体障害者

身体障害者手帳

(イ) 知的障害者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

(ウ) 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D—10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等

(エ) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法

(2) 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。

※ ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。

19 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。

(3) 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

20 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算は、指定障害児相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、支援が困難な障害児に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。

当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。なお、第四の1の(2)の③の(一)のイの(i)のbの(b)の規定を準用する。

① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。

② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

なお、令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、第四の1の(2)の③の(六)のイの(ア)の規定を準用する。

また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定に当たってはその点に留意すること。

なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)を参照すること。

(3) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

21 遠隔地訪問加算

(1) 趣旨

当該加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 対象となる加算

当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。

(一) 初回加算

第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。

(二) 入院時情報連携加算

第四の7の(2)の①の要件を満たす場合に限る。

(三) 退院・退所加算

(四) 保育・教育等移行支援加算

第四の9の(1)の②の要件を満たす場合に限る。

(五) 医療・保育・教育機関等連携加算

第四の10の(1)の①又は②の要件を満たす場合に限る。

(六) 集中支援加算

第四の11の（１）の①又は④の要件を満たす場合に限る。

② 対象区域

当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関であるが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道１時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

③ 加算の算定方法

当該加算の算定に当たっては、300単位に①の（一）から（六）までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。

ただし、初回加算については、第四の５の（３）に規定する場合に該当する月数（３を限度とする。）を算定回数とする。例えば、当該月数が２の場合、当該加算は300単位に２を乗じて600単位を算定するものとする。

22 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い

障害児相談支援報酬告示19の福祉・介護職員等処遇改善加算については、２の（１）の⑯を準用する。